

12月13日(月)から申し込みを開始

令和4年度

# 児童(学童)クラブ加入者

仕事などの理由で、保護者が日中不在の場合に児童を預かり、遊びと生活の場を提供します。

対象／下校後、保護者などが就労などにより家庭にいない児童  
 ※小学校1〜3年生までの児童を優先的に入所決定します。

申し込み方法／各児童クラブや市内の保育所、認定こども園、幼稚園、教育総務課で配布している加入申込書に必要事項を記入し、提出してください。

提出先／●初めて利用する人…教育総務課 ●現在利用している人…入所している児童クラブや学校や保育所などでは受け付けできません。

申込期間／12月13日(月)〜令和4年1月14日(金)

申し込み方法／各児童クラブや市内の保育所、認定こども園、幼稚園、教育総務課で配布している加入申込書に必要事項を記入し、提出してください。

申し込み・問い合わせ先  
教育総務課指導班

☎ 85・8634

## 募集する児童クラブ

- 中央第1〜4児童クラブ…160人
- 琴田児童クラブ…40人
- 干潟第1・2児童クラブ…80人
- 富浦第1・2児童クラブ…70人
- 矢指児童クラブ…40人
- 共和児童クラブ…40人
- 豊畑児童クラブ…30人
- 鶴巻児童クラブ…30人
- 滝郷児童クラブ…20人
- 嚶鳴第1・2児童クラブ…80人
- 三川第1・2児童クラブ…80人
- 飯岡児童クラブ…30人
- 中和児童クラブ…20人
- 萬歳児童クラブ…20人
- 古城児童クラブ…30人

## 干潟地域のみ適用となる支援策も制定

# 設備投資をした企業を応援します

企業が令和3年中に事業用の土地や建物、付属施設、機械および装置などの新設や拡充をした場合に、固定資産税の課税免除などの支援を受けられます。

今年度から、干潟地域が過疎地域に指定されたことにより、干潟地域のみ適用となる支援策も制定されました。

### 干潟地域内のみ対象の支援

対象者／製造業、情報サービス業など\*、農林水産物等販売業、旅館業を営む事業者

\*情報サービス業などは、情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業、通信販売、市場調査を営む事業者です。

対象要件／年間の設備投資に要した費用が次の要件を満たすこと

業種	資本金	設備投資額
製造業・旅館業	5,000万円以下	500万円以上
	5,000万円超〜1億円以下	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
情報サービス業など、農林水産物等販売業	資本金の区分なし	500万円以上

※業種や資本金の規模により金額要件が異なるのでご注意ください。

支援内容／固定資産税の課税免除(3年間)

### 市内全地域対象の支援

対象者／従業員数5人以上で、製造業、道路貨物運送業、運輸に付帯するサービス業、倉庫業、情報通信業、卸売業、学術・開発研究機関、旅館・ホテル、植物工場を営む事業者

対象要件／年間の設備投資に要した費用が次のいずれかに該当する場合

- 新設の場合：5,000万円以上
- 増設の場合：3,000万円以上

支援内容／●固定資産税の課税免除(5年間) ●雇用奨励金：新規雇用者1人につき30万円 ※旭市民かつ純増分のみ ●緑化奨励金：1㎡につき2,000円 ※特定工場に該当する場合のみ

※雇用奨励金と緑化奨励金は、固定資産税の課税免除が認められることが要件となります。

### 〈共通事項〉

申請期間／令和4年1月4日(火)〜31日(月)

申し込み方法／市ホームページからダウンロードできる申請書に必要事項を記入し、窓口に提出するか郵送してください。 ※干潟地域のみ対象となる支援措置と市全域で対象となる支援措置が重複して適用される場合は、それぞれ申請してください。

申し込み・問い合わせ先

〒289-2595 旭市二の2132  
商工観光課商工労政班(☎62-5874)